

(保 62)

平成30年6月6日

都道府県医師会  
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松本純一

### 義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

労災保険においては、被災労働者の社会復帰の促進を図るため、「義肢等補装具の支給について」（平成18年基発0601001号）の別添「義肢等補装具費支給要綱」（以下、「要綱」という。）により実施され、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用の支給を行っているところであります。

今般、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正について」（平成30年3月23日付 障発0323第23号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」（平成30年3月28日付 障発0328第3号）が改正されたことに伴い、「要綱」の支給基準、完成用部品及び修理基準の価格等が一部改正されましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、「要綱」の別表2に定める支給基準の価格等、別表2-2に定める完成用部品の価格等及び別表3に定める修理基準の価格等の一部が改正及び義肢等補装具の型式、使用できる材料、部分等の範囲を、高校生を含む小児用のものなどにも拡大したものであります。

本改正内容に関する詳細等につきましては、添付資料をご参照いただくとともに、都道府県労働局あてにご照会いただきますようお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

- ・義肢等補装具費支給要綱の一部改正について  
(平30.5.14 基補発0514第40号 厚生労働省労働基準局長)